

北海道師範塾 塾頭通信

「教師の道」

第568号 平成25年6月28日

事の軽重・緩急の序

衆院選の「一票の格差」是正に向けた選挙区定数の「0増5減」に伴う「区割り改定法案」が、6月24日の衆議院本会議で、自民、公明両党などの3分の2以上の賛成多数で再可決し、成立しました。

「区割り改定法案」は4月23日に衆院を通過したのですが、野党側はみんなの党が参議院に提出した「18増23減」法案との並行審議を要求すると共に、民主党は昨年11月の自民、公明両党との3党合意に基づき衆院の大幅な定数削減や選挙制度の抜本改革を求めた事から、参議院に送付されてから60日目に当たる21日まで審議入りが出来ないという異常事態が続いていました。

この為、自民・公明両党は24日、参議院において法案が否決されたとみなすよう求める動議を衆院本会議に提出し、賛成多数で憲法59条の「みなし否決」が適用される事となり、これを受けて、衆議院で「区割り改定法案」が再可決されたものです。

今回の「区割り法」の改正では、最高裁が廃止すべきとした「1人別枠方式」が残されたままであり、その意味では不十分な内容ですが、少なくとも今回の改正で平成10年国勢調査に基づく1票の格差は、かろうじて2倍未満に縮小される事になります。これによって国会は、最低限の仕事をしたとはいえるでしょう。

今国会の騒動を見ていると「大山鳴動鼠一匹」の類で、大騒ぎした割に出された結末は誠にお粗末としかいいようがなく、呆れてしまいます。結局のところ、政治家の皆さんは、国民には痛みを伴う改革を押し付けながら、自分達の身を切る改革は全く出来ないという事はっきりと露呈してしまいました。今後も、第三者機関によって大胆な改革方針を決め、有無をいわず強制的に実行でもしない限り、国会の改革など出来はしないでしょう。

さて、今回の騒動でもう一つはっきりした事は、参議院の存在感のなさです。

そもそも選挙制度の改革は政治家の皆さんにとっては死活問題であり、簡単に合意形成出来る筈はありません。定数削減一つ取っても、定数半減から削減ゼロ迄様々な主張や提案があり、それが各党の利害と重なって複雑に絡み合っています。

よくいわれる事ですが、国会議員一人当たり、歳費、立法調査費、文書通信交通滞在費、秘書給与及び議員1人当たりの政党助成金を加えると1億円以上もの予算

が使われています。こうした状況の中で、多くの国民は現行の国会議員の数は多すぎると感じており、大胆な改革を求めています。そういう意味では、「大幅な定数削減を初めとする抜本的な改革をすべき」との主張は当然といえます。しかし、その主張に拘泥し、喫緊の課題である1票の格差是正を解消するための「区割り改正法案」に反対するという姿勢は、理解しかねます。

さて、幕末に活躍した佐久間象山や渡辺崋山らを育てた方として大変有名な、儒学者の佐藤一斎(1772年~1859年)という方がいらっしゃいますが、彼は、自分の出身である美濃岩村藩の為に藩の17条憲法ともいうべき「重職心得箇条」というものを表しています。この中で彼は、「何を先に成し、何を後に成すか」と題して次の様に述べています。

政事は大小軽重の弁を失ふべからず。緩急先後の序を誤るべからず。徐緩にても失し、火急にても過つ也、着眼を高くし、惣体を見廻し、両3年4、5年乃至10年の内何々と、意中に成算を立て、手順を逐て施行すべし。

(安藤正篤著「重職心得箇条を読む」から)

私達が日々直面している課題の中には、大きなものもあれば小さなものもあり、また、早急に対処すべきものから時間に余裕のあるものもありますが、佐藤一斎は、物事の処理に当たっては、こうした課題の大小軽重、緩急先後の順序を誤ってはならないし、視野を広く全体を見廻し、中長期の展望を持って、一步一步手順を踏んで実行しなければならないと述べています。

選挙制度改革は利害得失が政党間で相反する大変難しい課題です。従って、たとえ改革案が理想に近いものだとしても、抜本的で大胆なものであればある程、合意形成が難しい事は火を見るより明らかです。にもかかわらず、自分が理想とする案に固執し、妥協せず、合意形成が可能な当面の改正案にまで反対するというのでは、「抜本的な改革」の主張はポーズで、実は選挙制度改革の抜本的改革の本気度も疑われます。

参議院民主党は、自民・公明両党の横暴を印象付ける為に審議に応じなかったという話しも有ります。それが事実なら、相も変わらず国民不在の政局政治を繰り返している事になります。

政治家の皆さんは、政治家に身を切る改革が本当に出来るのか、厳しい目でじっと見つめている国民の存在を、忘れずにいて欲しいと思います。(塾頭:吉田 洋一)